

高松市立塩江小学校情報機器等の管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市個人情報保護条例、高松市インターネット利用基準、教育用コンピュータ利用基準、高松市立学校インターネット利用基準に基づき、高松市立塩江小学校（以下「本校」とする）のパソコン等情報機器等の管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱で用いられる用語は、教育用コンピュータ利用基準、高松市立学校インターネット利用基準で定められた定義と同一のものとする。

(管理責任者)

第3条 本校の教育情報管理責任者は、校長とする。

(取扱責任者)

第4条 教育情報管理責任者は、学校内の教育情報機器の取り扱いの実務において、本校の教員の中から、教育情報機器の取扱責任者を置く。

(報告)

第5条 教育情報管理責任者は、教育情報機器の利用状況及び、個人情報保護の状況について把握し、教育委員会より求めがある場合は、速やかに当該状況について報告しなければならない。

(情報の管理)

第6条 教育情報機器を操作する者は、個人情報保護を最優先して行わなければならない。

- 2 本校の教育情報に関わる一切の機器、記憶媒体、およびデータは、校長の許可なくこれを学校外に持ち出してはならない。
- 3 生徒の氏名、住所、生年月日、保護者氏名、電話番号、および成績に関するデータを入力した記憶媒体は、外部接続ができるコンピュータおよび固定ディスクに保存してはならない。また、フロッピーディスク等のリムーバブル媒体に記録した場合も流出できない場所に保管しなければならない。
- 4 本校の職員は、端末に付与された ID ナンバーおよびパスワードを他人に漏らしてはならない。
- 5 不要になったデータは、必ず記憶媒体から消去すること。また、生徒のデータが記録されている書類は、シュレッダー等で処理すること。
- 6 職員が異動等で、本校を離任する際には、職務に関した個人情報等に関する記憶媒体のすべてのデータを消去しなければならない。もし、残す必要のあるデータがある場合は、管理職および後任者に確実な引き継ぎをしなければならない。

(個人情報の発信とその範囲)

第7条 インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合には、本人の同意を得ることを前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。

- 2 インターネットが発信する児童の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 氏名を表記する場合は、原則として姓またはイニシャルを用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可とする。
 - (2) 児童の意見・考え・主張等については、教育上の効果を配慮した上で発信することができる。
 - (3) 児童の写真を使う場合は、原則として集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
 - (4) 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技・その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢・趣味・特技等を発信す

ることができる。この場合においても、住所・電話番号・生年月日は発信しないものとする。

(ホームページ)

第8条 本校のホームページを発信する場合は、校長の決裁を得なければならない。

(教師による指導の徹底)

第9条 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしないことや、著作権・知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的モラルであるネチケットに留意するとともに、児童のネチケットの涵養を図るものとする。また、児童(生徒)が有害情報サイトへ接続しないようにも配慮しなければならない。

(リンク)

第10条 ホームページから教育目的でリンクする相手としては、学校または公的機関とし、必ず相手方の了解を得なければならない。また、本校のホームページを他の教育機関等が教育および公益目的のために編集または加工して利用できるようホームページにその旨の条件等を明記しておく。

(著作権)

第11条 著作権保護法を遵守し、著作権を有する者の許可なくプログラムやデータ等の複製および改ざんを行ってはならない。

(E-mailの管理)

第12条 本校に宛てられた電子メール(E-mail)の管理は次のとおりとする。

- (1) 教育情報管理責任者は、本校に宛てられた電子メール(E-mail)の到着をチェックする。
- (2) 学校宛・校長宛の電子メールは、記録簿にファイルして、校内決裁に回す。
- (3) 学校宛・校長宛の電子メールで返信の必要のあるものは、すみやかに返信し、記録簿にファイルする。校長の判断が必要な場合には、校内決裁による承認を得た後に、すみやかに返信し記録簿にファイルする。
- (4) 個人宛の電子メール(E-mail)は、個人に伝達する。

(セキュリティ)

第13条 インターネット等外部接続をするに当たっては、セキュリティに努めるものとする。

- 2 パソコンを外部接続する場合には、有害情報除去機能を備えた高松市教育情報通信ネットワークシステムに接続しなければならない。
- 3 教育情報機器取扱責任者は、ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、ウイルス対策ソフト(ウイルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア)等によるウイルス検査を定期的実施する。

(受信した個人情報の取り扱い)

第14条 学校間通信において、受信した個人情報は、個人情報保護条例に則り、授業終了後消去することを原則とする。教育上必要な事項で、磁気媒体等により保存する場合は、教育情報管理責任者の許可を得て行うものとする。

(要綱の見直し)

第15条 学校教育におけるインターネット利用の進展等に伴い、この要綱の規定に見直しの必要が生じた場合および高松市情報関連基準等が改正された場合、それに従って変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。